

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の 法人を定める政令の一部を改正する政令の概要

1. 概要

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づき、地方公共団体の職員を派遣することができる法人として、「成田国際空港株式会社」を追加するための改正を行う。

2. 改正内容

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成 12 年政令第 523 号）に規定する派遣対象法人に「成田国際空港株式会社」を追加する。

■ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（抄）

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一～百十一 （略）

百十四 成田国際空港株式会社 ※今回追加

3. 閣議日等

閣議日：令和 8 年 8 月 4 日

公布日：令和 8 年 8 月 7 日

施行日：令和 9 年 4 月 1 日